

令和4年度答申第31号  
令和4年7月29日

諮問番号 令和4年度諮問第26号（令和4年6月22日諮問）  
審査庁 経済産業大臣  
事件名 再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定取消処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、再生可能エネルギー発電事業計画の変更を認定する処分（以下「本件変更認定処分」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、その変更後の事業計画が令和2年法律第49号による改正（令和4年4月1日施行）前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「新再生可能エネルギー特別措置法」という。）10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号の認定基準に適合しなくなったとして、新再生可能エネルギー特別措置法15条の規定に基づき、本件変更認定処分を取り消す処分（以下「本件変更認定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 定義

ア 新再生可能エネルギー特別措置法2条1項は、この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）2条1項9号に規定する一般送配電事業者及び同項13号に規定する特定送配電事業者をいうと規定している。

イ 新再生可能エネルギー特別措置法2条2項は、この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいうと規定している。

ウ 新再生可能エネルギー特別措置法2条3項は、この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいうと規定している。

エ 新再生可能エネルギー特別措置法2条4項は、この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるものをいうと規定している。

オ 新再生可能エネルギー特別措置法2条5項は、この法律において「特定契約」とは、新再生可能エネルギー特別措置法9条3項の認定（新再生可能エネルギー特別措置法10条1項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）に係る次条1項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約するものをいうと規定している。

## (2) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定

ア 新再生可能エネルギー特別措置法9条1項は、自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発

電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる」と規定している。

なお、上記のとおり、新再生可能エネルギー特別措置法においては、再生可能エネルギー発電事業計画に対する認定制度が採用されたが、平成28年法律第59号(以下「平成28年改正法」という。)による改正(平成29年4月1日施行)前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧再生可能エネルギー特別措置法」という。)においては、再生可能エネルギー発電設備に対する認定制度が採用されていた。すなわち、旧再生可能エネルギー特別措置法6条1項は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、同項各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができると規定し、同条2項は、経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号の基準のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする」と規定していた。そして、旧再生可能エネルギー特別措置法3条2項は、旧再生可能エネルギー特別措置法6条1項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備を「認定発電設備」といい、認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者を「特定供給者」というと規定していた。

イ 新再生可能エネルギー特別措置法9条2項は、再生可能エネルギー発電事業計画には、同項各号に掲げる事項を記載しなければならないと規定し、同項3号には、「再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期」が掲げられている。

ウ 新再生可能エネルギー特別措置法9条3項は、経済産業大臣は、上記アによる申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が同項各号の認定基準のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする」と規定し、同項2号には、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」が掲げられている。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「新再生可能エネルギー特別措置法施行規則」という。)5条の2(令和4年経済産業省令第27号による改正(同年4月1日施行)前のもの。以下同じ。)は、上記の

「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる」基準は、同条各号に掲げるものとする」と規定し、同条2号には、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること。」が掲げられている。

### (3) 特定供給者に関する経過措置

ア 平成28年改正法附則4条1項は、この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー特別措置法5条1項に規定する接続をしている旧再生可能エネルギー特別措置法3条2項に規定する特定供給者（以下「旧特定供給者」という。）及び旧再生可能エネルギー特別措置法5条1項に規定する接続をすることについて同項に規定する一般送配電事業者等の同意を得ている旧特定供給者は、この法律の施行の日（平成29年4月1日）に新再生可能エネルギー特別措置法9条3項の認定を受けたものとみなすと規定している。

イ 平成28年改正法附則4条2項は、前項の規定により新再生可能エネルギー特別措置法9条3項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める期間内に新再生可能エネルギー特別措置法9条2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「再生可能エネルギー発電事業計画書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならないと規定している。

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号。以下「平成28年改正省令」という。）附則6条5項は、上記イの「経済産業省令で定める期間」は上記アにより新再生可能エネルギー特別措置法9条3項の認定を受けたものとみなされる日から6か月以内とすると規定している。

### (4) 再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定

ア 新再生可能エネルギー特別措置法10条1項は、認定事業者は、前条2項3号から6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならないが、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでないと規定している。

これを受けて、新再生可能エネルギー特別措置法施行規則9条1項（平

成31年経済産業省令第36号による改正前のもの)は、上記の「経済産業省令で定める軽微な変更」は、同項各号に掲げる変更以外の変更とすると規定し、同項1号には、「認定事業者の変更」が掲げられている。

イ 新再生可能エネルギー特別措置法10条4項は、前条3項(5号イ及びハを除く。)から5項までの規定は、上記アの認定について準用すると規定している。

#### (5) 認定の取消し

新再生可能エネルギー特別措置法15条は、経済産業大臣は、同条各号のいずれかに該当すると認めるときは、上記(2)のウの認定(上記(4)のアの変更の認定を含む。)を取り消すことができると規定し、同条2号には、認定計画(上記(2)のウの認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(上記(4)のアによる変更の認定があったときは、その変更後のもの)をいう(新再生可能エネルギー特別措置法11条。))が新再生可能エネルギー特別措置法9条3項1号から4号までのいずれかに適合しなくなったときが掲げられている。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) A社は、平成28年10月31日付けで、処分庁に対し、別紙記載の発電設備(以下「本件発電設備」という。)について、旧再生可能エネルギー特別措置法6条1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備認定申請をした。

(再生可能エネルギー発電設備認定申請書)

(2) 処分庁は、平成29年2月15日付けで、A社に対し、旧再生可能エネルギー特別措置法6条2項の規定に基づき、本件発電設備及びその発電の方法が同条1項の基準に適合する旨の認定をした。

(「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」と題する書面)

(3) A社は、平成29年2月4日付けでB社との間で本件発電設備との接続契約を締結し、B社から旧再生可能エネルギー特別措置法5条1項に規定する接続をすることについての同項に規定する同意を得たことから、平成28年改正法附則4条1項の規定に基づき、平成28年改正法の施行の日(平成29年4月1日)に新再生可能エネルギー特別措置法9条3項の認定を受けたものとみなされた。

(「電力受給契約のご案内」と題する書面)

- (4) A社は、平成29年9月23日付けで、処分庁に対し、平成28年改正法附則4条2項及び平成28年改正省令附則6条5項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画書（以下この計画書に係る事業計画を「本件事業計画」という。）を提出した。

(再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】)

- (5) A社は、平成30年3月25日、審査請求人との間で、本件事業計画に係る事業を譲渡することなどを内容とする永小作権設定等付帯営農型太陽光発電権利譲渡契約を締結した。

(永小作権設定等付帯営農型太陽光発電権利譲渡契約)

- (6) C地方裁判所は、平成30年4月27日、A社について破産手続開始の決定をした。

(決定書)

- (7) 審査請求人は、平成30年7月2日付けで、処分庁に対し、新再生可能エネルギー特別措置法10条1項の規定に基づき、本件事業計画の発電事業者をA社から審査請求人に変更することなどを内容とする再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請（以下「本件変更認定申請」という。）をした（以下本件変更認定申請に係る変更後の再生可能エネルギー発電事業計画を「変更後の本件事業計画」という。）。

(再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書)

- (8) 破産者A社の破産管財人（以下単に「破産管財人」という。）は、平成30年12月5日、C地方裁判所の許可を得て、D社との間で、本件事業計画に係る事業を譲渡することなどを内容とする事業譲渡契約を締結した。

(事業譲渡契約書、許可証明願)

- (9) 処分庁は、平成31年1月15日付けで、審査請求人に対し、本件変更認定申請について、新再生可能エネルギー特別措置法10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項（5号イ及びハを除く。）の規定に基づき、その申請に係る変更を認定する処分（本件変更認定処分）をした。

(「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について（通知）」と題する書面)

- (10) D社は、平成31年3月28日付けで、処分庁に対し、本件事業計画の発電事業者をA社からD社に変更することなどを内容とする再生可能エネ

ルギー発電事業計画変更認定申請をした。

(再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書)

- (11) 処分庁は、平成31年4月9日付けで、審査請求人に対し、本件変更認定処分を撤回する処分（以下「本件変更認定撤回処分」という。）をするとともに、D社に対し、上記(10)の申請に係る変更を認定する処分をした。

本件変更認定撤回処分の通知書には、撤回の理由として、「平成31年2月18日に、C地方裁判所（中略）より、A社破産管財人弁護士から、D社に対し、上記事業計画に係る事業を譲渡することについて、平成30年12月5日付事件番号bにおいてその許可が証明された書類の提出があったことにより、X（注：審査請求人）が破産管財人及び入札後落札者に対し、当該事業の譲渡について対抗できないことが明らかになったため。」と記載されていた。

（「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定の撤回について」と題する書面、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について（通知）」と題する書面）

- (12) 審査請求人は、令和元年7月10日付けで、審査庁に対し、本件変更認定撤回処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (13) 処分庁は、令和3年2月19日付けで、審査請求人に対し、本件変更認定撤回処分を取り消す処分をした。処分庁は、本件変更認定撤回処分を取り消した理由について、審査請求人から「処分理由の記載が不足しているとの指摘があったため」としている。

（「「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定の撤回について」の取消しについて（通知）」と題する書面、令和4年3月28日付けの処分庁の審理員に対する回答書）

- (14) 処分庁は、令和3年4月28日付けで、審査請求人に対し、新再生可能エネルギー特別措置法15条の規定に基づき、本件変更認定処分を取り消す処分（本件変更認定取消処分）をした。

本件変更認定取消処分の通知書には、取消しの理由として、「平成31年2月18日にA社破産管財人弁護士からD社に対して上記事業計画に係る事業を譲渡することについて、平成30年12月5日付事件番号bにおいてC地方裁判所の許可がされた。また、D社が上記事業計画の実施に必要な土地の使用権原を取得した。これらの事実関係により、貴社において

上記事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められず（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下、「法」という。）施行規則第5条の2第2号）、発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込むことができなくなったものといえ（法10条第4項において準用する法第9条第3項第2号）、法第15条第2号の認定の取消事由に該当するため」と記載されていた。

（「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定の取消しについて」と題する書面）

(15) 審査請求人は、令和3年7月28日、審査庁に対し、本件変更認定取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(16) 審査庁は、令和4年6月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件変更認定処分は、審査請求人に権利利益を与える処分であり、審査請求人は、従前の発電事業者であったA社に対し、相当額の対価を支払ったほか、本件事業計画の実現に向けて活動を行い、相当額の資金を投じている。このような状況下で本件変更認定取消処分がされた場合には、審査請求人の権利利益が剥奪され、審査請求人が投じた資金の回収が不可能となるから、審査請求人に多大な損失を被らせる結果をもたらすことは明らかである。したがって、本件変更認定取消処分は、審査請求人の財産権を侵害する処分であって、憲法29条に違反する。

(2) 本件変更認定取消処分は、取消しの理由の一つとして、A社からD社への本件事業計画に係る事業の譲渡をC地方裁判所が許可したことを挙げているが、審査請求人は、当該許可に関し、C地方裁判所から通知、処分等を受けたことはないし、当該許可を証する書面やその写しをC地方裁判所や破産管財人から示されたり、交付されたりしたこともない。このように、本件変更認定取消処分によって最も不利益を受ける審査請求人が全く関与することができず、また、不服申立てをする機会もない手続によって発せられた書面（D社への本件事業計画に係る事業の譲渡をC地方裁判所が許



可したことを証する書面)が提出されたことを根拠として、処分庁は本件変更認定取消処分をしたのであって、この点からも本件変更認定取消処分が違法な処分であることは明らかである。

- (3) 審査請求人は、D社がかねてから本件事業計画の発電事業者になりたいとの希望を審査請求人に表明していたことから、本件変更認定処分が有効に存続していることを前提として、変更後の本件事業計画の発電事業者をD社に変更すべく交渉を継続し、D社との間で合意を成立させることによって、変更後の本件事業計画に基づく事業の順調な進捗を目指していた。しかるに、処分庁は、このような事情を全く考慮することなく、突然、本件変更認定取消処分をしたのであって、このような点も併せて考慮すれば、本件変更認定取消処分は、適切な利益衡量を欠き、裁量権を濫用した違法な処分というべきである。
- (4) 審査請求人は、本件変更認定申請の際、本件事業計画の実施に必要な土地の大部分について各所有者との間で契約を締結して使用の権原を取得している。仮に、D社が本件事業計画の実施に必要な土地の使用の権原を取得していたとしても、審査請求人が締結した上記の契約が解消されない限り、審査請求人が取得した土地の使用の権原は有効に存続している。また、D社が地上権設定登記をしたとする土地は、審査請求人が所有者との間で利用権設定契約を締結している土地の全部ではない。そして、審査請求人は、D社が地上権設定登記をしていない土地4筆について使用の権原を有しているし、その周辺の土地について使用の権原を追加取得することも可能であった。したがって、この点を看過して、審査請求人について「発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込むことができなくなった」として本件変更認定取消処分をした処分庁の判断は、誤りである。
- (5) 上記(4)のとおり、審査請求人は、本件事業計画の実施に必要な土地の使用の権原を有しているから、「発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込むことができなくなった」などという状況には至っていない。したがって、処分庁が、本件変更認定取消処分の通知書に記載された「平成31年2月18日にA社破産管財人弁護士からD社に対して上記事業計画に係る事業を譲渡することについて、平成30年12月5日付事件番号bにおいてC地方裁判所の許可がされた。また、D社が上記事業計画の実施に必要な土地の使用権原を取得した。」という事実関係から、「貴社において上記事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所

有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められず」と判断したことは、失当である。このように、本件変更認定取消処分には、事実関係を誤認して法令の適用を誤った違法がある。

(6) したがって、本件変更認定取消処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとする。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件では、変更後の本件事業計画が新再生可能エネルギー特別措置法10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号に規定する「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」に該当するか否かが問題となる。

変更後の本件事業計画には、再生可能エネルギー発電設備の所在地（設置場所）として11筆の土地が明記されているところ、本件変更認定取消処分に係る手続の開始時点で、そのうち7筆の土地については、D社が地上権設定登記をしているから、審査請求人は、民法177条により、使用の権原をD社に対抗することができない状況になっている。また、審査請求人が主張する追加の土地についての使用の権原の取得については、本件変更認定取消処分の時点において具体的な内容が示されていない。

このような状況を踏まえると、審査請求人は、変更後の本件事業計画の実施に必要な土地の使用の権原を有していると主張する（上記第1の3の(4)及び(5)）が、審査請求人は、当該土地の大部分を利用することができないことが明らかであるから、新再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第2号に規定する「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること。」という基準を満たしていない。

したがって、変更後の本件事業計画は、新再生可能エネルギー特別措置法10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号の認定基準（「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」）を満たしているとは認められない。

(2) 審査請求人は、本件変更認定処分は審査請求人に権利利益を与える処分であり、審査請求人は本件事業計画の実現のために相当額の資金を投じているところ、本件変更認定取消処分は、審査請求人が投じた資金の回収を

不可能とするから、財産権を侵害する処分であり、憲法29条に違反すると主張する（上記第1の3の(1)）。

しかし、本件変更認定取消処分は、変更後の本件事業計画が上記(1)のとおり新再生可能エネルギー特別措置法の認定基準を満たさなくなったことが明らかになったため、新再生可能エネルギー特別措置法に基づいてされた処分であるから、憲法29条に違反するものとは認められない。

- (3) 審査請求人は、本件変更認定取消処分によって最も不利益を受ける審査請求人が全く関与することができず、また、不服申立てをする機会もない手続によって発せられた書面（D社への本件事業計画に係る事業の譲渡をC地方裁判所が許可したことを証する書面）が提出されたことを根拠として、処分庁が本件変更認定取消処分をした点や、審査請求人とD社との間で変更後の本件事業計画の発電事業者をD社に変更すべく交渉が継続されていたことを考慮することなく、処分庁が本件変更認定取消処分をした点を指摘して、本件変更認定取消処分が違法な処分であると主張する（上記第1の3の(2)及び(3)）。

しかし、処分庁は、D社への本件事業計画に係る事業の譲渡についてC地方裁判所の許可があったことを踏まえて、審査請求人が本件発電設備の設置場所について所有権その他の使用の権原を有しているとは認められないと判断して、本件変更認定取消処分をした。また、新再生可能エネルギー特別措置法においては、審査請求人が主張する上記の事情を考慮しなければならないとする規定は置かれていない。したがって、本件変更認定取消処分に違法があったとは認められない。

- (4) 以上のとおり、本件変更認定取消処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和3年7月28日

審理員の指名 : 同年12月15日

(本件審査請求の受付から約4か月半)

弁明書の提出 : 令和4年1月13日

審理員意見書の提出 : 同年6月7日

本件諮問

: 同年6月22日

(本件審査請求の受付から約11か月)

- (2) そうすると、本件では、本件審査請求の受付から審理員の指名までに約4か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約11か月を要している。この点について、審査庁は、本件審査請求は実質的には本件変更認定撤回処分に対する審査請求の延長線上にある手続であり、審理員の指名自体は形式的なものと捉えており、弁明書の提出に併せこれに若干先行する形で審理員の指名をすることにしたが、弁明書の作成に期間を要したため、審理員の指名手続が遅れることになったと説明する(令和4年7月4日付けの審査庁の事務連絡)。しかし、弁明書の作成時期を勘案しながら審理員の指名手続をするなどという運用が妥当でないことはいうまでもない。審査庁においては、このような運用を改める必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件変更認定取消処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件変更認定取消処分は、本件変更認定処分を受けた審査請求人が新再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第2号に規定する基準(「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること。)に適合しなくなったことにより、変更後の本件事業計画が新再生可能エネルギー特別措置法10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号の認定基準(「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」)に適合しなくなったため、新再生可能エネルギー特別措置法15条2号の認定の取消事由に該当するとしてされたものである(上記第1の2の(14))。

- (2) そこで、本件発電設備の設置場所についての所有権その他の使用の権原の状況を検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成30年3月25日、A社との間で永小作権等付帯営農型太陽光発電権利譲渡契約を締結し(上記第1の2の(5))、同年7月1日、本件発電設備の設置場所(11筆の土地)のうち、9筆の土地(F地a<sub>3</sub>、a<sub>4</sub>、a<sub>5</sub>、a<sub>6</sub>、a<sub>7</sub>、a<sub>8</sub>、a<sub>9</sub>、a<sub>10</sub>及びa<sub>11</sub>)について、各所有者との間で区分地上権設定契約及び賃貸借契約を締結した(営農

型太陽光発電事業土地区分地上権設定及び賃貸借契約書)。しかし、審査請求人は、令和3年1月7日時点においても、上記の各土地について上記契約に基づく区分地上権設定登記をしていなかった(不動産登記情報)。

イ 他方、破産管財人は、平成30年12月5日、C地方裁判所の許可を得て、D社との間で事業譲渡契約を締結し(上記第1の2の(8))、D社は、本件発電設備の設置場所(11筆の土地)のうち、7筆の土地(F地a<sub>2</sub>、a<sub>3</sub>、a<sub>4</sub>、a<sub>7</sub>、a<sub>8</sub>、a<sub>9</sub>及びa<sub>10</sub>)について、各所有者との間で太陽光発電設備の所有を目的とする地上権設定契約を締結し、本件変更認定処分後の令和元年10月2日、その旨の地上権設定登記をした(不動産登記情報)。

そうすると、審査請求人は、D社に対し、本件発電設備の設置場所の大部分について、使用の権原を対抗することができないことが明らかになったということができる。

以上によれば、審査請求人が新再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第2号に規定する基準(「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。」)に適合しなくなったことにより、変更後の本件事業計画が新再生可能エネルギー特別措置法10条4項において準用する新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号の認定基準(「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」)に適合しなくなったため、本件変更認定処分には、新再生可能エネルギー特別措置法15条2号の認定の取消事由があるということができる。

したがって、処分庁が新再生可能エネルギー特別措置法15条の規定に基づいてした本件変更認定取消処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件変更認定処分は審査請求人に権利利益を与える処分であり、審査請求人は本件事業計画の実現のために相当額の資金を投じているところ、本件変更認定取消処分により、審査請求人の権利利益が剥奪され、審査請求人が投じた資金の回収が不可能となるから、本件変更認定取消処分は、財産権を侵害する処分であり、憲法29条に違反すると主張

する（上記第1の3の(1)）。

そこで、新再生可能エネルギー特別措置法の目的、規制の内容等について検討すると、新再生可能エネルギー特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし（1条）、この目的を達成するため、再生可能エネルギー発電事業計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の制度（9条、10条）及び認定の取消制度（15条）を導入している。本件では、新再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号の認定基準（「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」）に適合しなくなったとして、認定の取消処分（本件変更認定取消処分）がされているが、上記の認定基準は、再生可能エネルギー発電事業計画が実施されない状態となることを予防することによって、再生可能エネルギー源の利用の確実な促進を図ろうとするものであると解される。そして、上記の認定基準に適合しなくなった場合における認定の取消しは、実施されない再生可能エネルギー発電事業計画を排除することによって、同様に、再生可能エネルギー源の利用の確実な促進を図ろうとするものであると解される。このように、新再生可能エネルギー特別措置法の規制は、その目的に照らして合理的なものであって、公共の福祉に適合するものといえるから、本件変更認定取消処分により審査請求人が損害を被ることがあったとしても、本件変更認定取消処分が憲法29条に違反するということとはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、本件変更認定取消処分はD社への本件事業計画に係る事業の譲渡をC地方裁判所が許可したことを証する書面が提出されたことを根拠としてされたが、当該書面は、審査請求人が全く関与することができず、また、不服申立てをする機会のない手続によって発せられたから、本件変更認定取消処分は違法な処分であると主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、破産管財人による本件事業計画に係る事業の譲渡の相手方が、審査請求人ではなく、D社となったのは、審査請求人も参加して行われた買受候補者選定手続において、D社が審査請求人よりも高額の購入代金を提示したためである（破産管財人作成の上申書、「E発電所」入札のご

案内」と題する書面)。

したがって、本件事業計画に係る事業の譲渡の手續に全く関与することができなかつたなどという審査請求人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

ウ 審査請求人は、D社との間で、本件変更認定処分が有効に存続していることを前提として、変更後の本件事業計画の発電事業者をD社に変更すべく交渉を継続していたのであり、このような事情を全く考慮することなくしてした本件変更認定取消処分は、裁量権の濫用により違法であると主張する(上記第1の3の(3))。

しかし、D社は、平成30年12月5日、破産管財人との間で事業譲渡契約を締結している(上記第1の2の(8))から、審査請求人が主張する交渉がされていたとしても、D社は、遅くとも上記事業譲渡契約を締結した時点で、審査請求人から発電事業者の地位の譲渡を受ける意思を有していなかつたことが明らかである。そして、本件変更認定取消処分は、令和3年4月28日付けでされている(上記第1の2の(14))。

したがって、審査請求人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

エ 審査請求人は、本件事業計画の実施に必要な土地の大部分について各所有者との間で契約を締結して使用の権原を取得しているから、仮に、D社が本件事業計画に必要な土地の使用の権原を取得していたとしても、審査請求人が締結した上記契約が解消されない限り、審査請求人が取得した土地の使用の権原は有効に存続しているし、また、D社が地上権設定登記をしていない土地が4筆あり、審査請求人が周辺の土地について使用の権原を追加取得することも可能であつたなどと主張する(上記第1の3の(4))。

しかし、本件発電設備の設置場所(11筆の土地)のうち、7筆の土地については、D社が地上権設定登記をしており(上記(2)のイ)、残りの4筆の土地(F地a<sub>1</sub>、a<sub>5</sub>、a<sub>6</sub>及びa<sub>11</sub>)のみでは、その位置関係や面積からして、変更後の本件事業計画を実施することは困難であることが明らかである(令和4年7月4日付けの審査庁の事務連絡の別添3(重ね図))。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

オ 審査請求人は、本件事業計画の実施に必要な土地の使用の権原を有しているから、処分庁が審査請求人は新再生可能エネルギー特別措置法施行規

則5条の2第2号に規定する「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること。」という基準を満たしていないと判断したことは、失当であり、本件変更認定取消処分には、事実関係を誤認して法令の適用を誤った違法があると主張する（上記第1の3の(5)）。

しかし、本件発電設備の設置場所の大部分について、D社の地上権設定登記がされたことにより、審査請求人は、D社に対し、使用の権原を対抗することができないことが明らかになった（上記(2)）のであるから、新再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第2号を適用してした本件変更認定取消処分に事実関係の誤認や法令の適用の誤りがあるとは認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件変更認定取消処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 付言

本件では、処分庁は、本件変更認定処分をした後、本件変更認定処分を撤回する処分をしたが、その処分を取り消す処分をし、改めて、本件変更認定処分を取り消す処分（本件変更認定取消処分）をしたという経過をたどっており（上記第1の2の(9)、(11)、(13)及び(14)）、本件変更認定処分（平成31年1月15日付け）から本件変更認定取消処分（令和3年4月28日付け）がされるまでに約2年3か月半もの長期間を要している。

しかし、処分庁は、本件変更認定処分をする前に、A社が破産手続開始決定を受けたことを認識し、破産管財人から本件変更認定処分をしないよう連絡を受けていたことが認められる（弁明書、破産管財人からの書類送付案内及び上申書）から、このような事実経緯や関係する法令の定めを踏まえると、処分庁としては、そもそも、本件変更認定処分をすべきではなかったのであり、審査庁も、当審査会からの照会に対し、本件変更認定処分には原始的な瑕疵があったことを認めている（令和4年7月4日付けの審査庁の事務連絡）。

そうすると、処分庁が本件変更認定処分をしたことに本件の根本的な問題がある。処分庁としては、そもそも、本件変更認定処分をすべきではなかったのであるから、本件変更認定処分を是正する方法としては、認定後の事情



変更を理由とする新再生可能エネルギー特別措置法15条による認定の取消しではなく、職権による認定の取消しをすべきであったと考えられる。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美

(別紙)

発電設備

(設備情報)

発電設備の区分 A : 太陽光発電設備 (10 kW以上)

発電出力 1250.0 kW

設備名称 E発電所

設備の所在地 F地 a<sub>1</sub>、a<sub>2</sub>、a<sub>3</sub>、a<sub>4</sub>、a<sub>5</sub>、a<sub>6</sub>、a<sub>7</sub>、a<sub>8</sub>、a<sub>9</sub>、a<sub>10</sub>  
及びa<sub>11</sub> (全11筆)

(設置者情報)

発電事業者名 A社

以上